

# 刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて

——平成24年版犯罪白書の保護司の意識調査の意義・効果について——

菅 原 好 秀

要旨：平成24年版犯罪白書の特集である「刑務所出所者等の社会復帰支援」では、厳密な概念化とカテゴリー化を媒介としてその形式性において適切に作動し、普遍的ルールの客観的事実への厳格な適用を理念とする犯罪白書が保護司の意識調査の主観的な内容の意義・効果を分析している。この保護司の主観的な言説には、保護観察対象者などの刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて、どのような意義・効果があるのか。つまり、犯罪白書の保護司の意識調査の主観的な内容の意義・効果を分析することで、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて保護司の意識調査が保護観察対象者の再犯を防止し、安全・安心な社会を構築するにとどまらず、保護観察対象者をどのように社会に貢献する一員として再統合し、積極的に国民全体の利益の増大を目指すことにつながるのかを研究目的とした。

保護司の主観的な意識調査は、保護司同士の「社会復帰支援」の共通目的の情報共有とともに、刑務所出所者等に早く仕事について、規則正しい生活を送り、二度と犯罪をせず、健全な社会の一員として再統合し、更生意欲を高めて欲しいという日常的な「語り」（ナラティブ）が含まれ、その「語り」（ナラティブ）が国民の協力意識を向上させているのである。専門的言説を中心としたアプローチとともに、民間篤志家という国民意識に近い保護司の意識調査という個別的体験に根ざす日常感覚的な語り（ナラティブ）を犯罪白書に取り込むことによって、本来、犯罪者や非行少年とはなるべく遠ざけておきたい、関わりたくないという国民感情を軽減し、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて国民に積極的理解や支援が得られ、社会に貢献する一員として再統合し、結果的に積極的に国民全体の利益の増大を目指すことにつながるものと思われる。

キーワード：語り（ナラティブ）、保護司の意識調査、刑務所出所者等の社会復帰支援

## 一 は じ め に

平成24年版犯罪白書（以下白書とする）<sup>1)</sup>の特集である「刑務所出所者等の社会復帰支援」では、保護司がやりがいを感じた回答として、「保護観察対象者がだんだんと心を開いてくれるのを実感したとき。」「来訪や往訪を繰り返すうち、保護観察対象者や家族が成長していくこと。」「接しているうちに、言動が前向きになっていくこと。」など、更生への変化を感じ取れたときの感慨や、更生して保護観察が無事終了したときの笑顔や感謝の言葉が多く挙げられた点を挙げている。

本来、白書は、厳密な概念化とカテゴリー化を媒介としてその形式性において適切に作動し、普遍的ルールの客観的事実への厳格な適用を理念とする近代法の常識のもとで、感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントと目されるものは、白書の客観性と形式性

の秩序とは対極にあるものと考えられる。そのため、保護司の主観的な意識調査が、社会事象や現象という社会的現実が存在する中で社会復帰支援にどのような影響を与えるのかが問題となる。この意識調査を社会復帰支援に応用するには、局所的、微視的であるにもかかわらず、白書は保護司の主観的な回答という意識調査の具体的な内容を挙げて社会復帰支援の効果を期待している。以下、この保護司の主観的な言説には、保護観察対象者などの刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて、どのような意義・効果があるのか。つまり、白書の保護司の意識調査の主観的な内容の意義・効果を分析することで、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて保護司の意識調査が保護観察対象者の再犯を防止し安全・安心な社会を構築するにとどまらず、保護観察対象者をどのように社会に貢献する一員として再統合し、積極的に国民全体の利益の増大を目指すことにつながるのかを研究目的とした。

## 二 法制度とナラティブ・アプローチ

### 1. 保護司と保護観察官の法制度上の位置づけ

本来、保護司は、給与は支給されない非常勤の国家公務員である。犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支える民間のボランティアであり、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。保護司の使命は、「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」（保護司法1条）と定められており、① 人格及び行動について、社会的信望を有すること、② 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること、③ 生活が安定していること、④ 健康で活動力を有することという条件を備えた者の中から、所定の手続により委嘱がなされている。

保護司の職務は、「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、保護観察所等の所掌事務に従事するもの」（更生保護法第32条）と定められており、保護観察官との協働態勢のもと、更生保護全般に活動領域がわたっているところに特色がある。

これに対して、保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する（更生保護法第31条2項）と定められている。

保護司は、この「保護観察官で十分でないところを補い」という立場とはどのような立場であろうか。保護観察官は、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察対象者の生活環境、就業能力、社会生活の適応能力などの状況を見て、専門的、法的戦略の観点から支援をする。つまり、保護観察官は、保護観察対象者の社会復帰支援を更生保護の専門的立場から支援するのである。これに対して、保護司は、民間のボランティアの立場

で「保護観察官で十分でないところを補い」ところに特色がある。つまり、保護司は、保護観察官のような専門的存在ではなく、保護観察対象者のもっとも身近な存在として位置づけられている。

保護観察対象者のもっとも身近な存在として、社会復帰支援をするために保護司に何が求められているのであろうか。思うにそれは、保護観察対象者に対して社会復帰支援の身近な存在として日常的な語り（ナラティブ）を通じて保護観察対象者と寄り添い社会復帰支援を努めていくというナラティブ・アプローチに特色があるのである。

このナラティブ・アプローチには保護観察対象者の社会復帰支援に向けてどのような効果が期待できるのであろうか。

前述のように白書では、保護観察対象者の処遇に関する項目において、保護司のやりがいの自由回答を求めたところ、やりがいについては、更生への変化を感じ取れたときの感慨や、更生して保護観察が無事終了したときの笑顔や感謝の言葉が多く挙げられた。また、保護観察終了後に、「（結婚した、就職した、近くにきたなどの理由で）元保護観察対象者が会いに来てくれたこと。」、「元保護観察対象者やその家族に、偶然町で会うと、声をかけてくれること。」、「まじめに働いている姿や、落ち着いた生活を送っているのを見たとき。」などを「保護司冥利に尽きる」とした回答が挙げられている<sup>2)</sup>。

また、就労を安定させるための支援策として保護司に示した10の項目の中で、保護観察対象者の社会復帰支援には、「家族や保護者の監督・協力や支え・励まし」が「特に必要」と回答した保護司は、成人では6割を超え、少年に対しては、8割を超えている<sup>3)</sup>。このように保護司のナラティブ・アプローチを通じて、更生への変化を感じ取れたときの感慨や、更生して保護観察が無事終了したときの笑顔や感謝の言葉、家族や保護者の支え・励ましの言葉が保護観察対象者の社会復帰の阻害要因を除去し問題解決に導いている一要因であると思われる。

## 2. ナラティブ・アプローチの問題と課題

保護観察対象者の社会復帰支援には、保護司の理解と協力が必要であり、保護司の意識調査の語りに伴うナラティブ・アプローチが今後の法制度の制定や改正においても重要である。

この点、「一人の人間の語りによって、社会事象や現象がその意味を変えるほど社会の力は弱くない。社会には厳然とした法制度、社会規範、文化があり、われわれはそれに従うことにより社会生活を営むことを可能にしている」という見解がある<sup>4)</sup>。確かに、保護司の主観的な意識調査の語り（ナラティブ）だけでは、局所的、微視的で法制度、社会規範そのものを変えることは難しいように思われる。しかし、「非嫡出子（婚外子）法定相続分2分の1規定の法令違憲決定<sup>5)</sup>」では、結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法900条4号但書の規定が、法の下での平等を保障した憲法に違反するかが争われた事案で、最高裁大法廷は規定を「違憲」とする初判断を示した。最高裁が法律の規定について憲

法違反と判断したのはこの判決を含めてわずか戦後9件しかない。この事案で注目すべきなのは、婚外子の語り（ナラティブ）である。婚外子の語り（ナラティブ）の中で、「この民法の規定により、存在の価値も半分、命の重みも半分、あなたには、100%の命はないのですよ、とされているような気がした」と主張していた点である<sup>6)</sup>。

この裁判では、提出書類の内容や和解の是非をめぐる、訴訟上の法的戦略の観点から主張や解決案を構成しようするために、有利な相続分という金銭賠償を目的としているように思われる。しかし、現行の訴訟構造や法専門家の活動形態が当然の前提とされる中で、婚外子の「なぜ、婚姻届という紙切れ一枚で、婚外子として認定され、存在の価値も命の重みも生まれながらにして半分なのか」という語り（ナラティブ）が法専門家にとって、直接裁判の争点にならない「核心に触れない」語り（ナラティブ）である。しかしこの「核心に触れない」婚外子の語り（ナラティブ）こそ、婚外子もそして裁判も「核心」そのものだったのである。この婚外子の語り（ナラティブ）の根底には、子にとって父母が婚姻しているかどうか、全く関与できないことであり、自己の責任のない行為について不利益を受けることがないように、法改正をしてほしいという願いが込められているのである。この語り（ナラティブ）に今後の類似の婚外子の相続差別問題の将来志向的な問題の解決を図っていく視点が裁判官に法形成過程に少なからず影響を与えていることは否定できないのである。

この婚外子の語る物語には、生活そのものに根を下ろした力強さがある。婚外子は、弁護士から法律上、専門的な合理的な案が示されたとしても、婚外子の気持ちそのものが生活の論理（日常的言説）であって、納得ができないものは受け入れられないというその最後の線で権力をもつのである<sup>7)</sup>。

法がいかに自律的なものになっても、最後には、それは人々の現に生きている世界の中で妥当しなければならないというそのことのゆえに、その生活の論理と折り合いをつけることが必要となるのである<sup>8)</sup>。つまり法的言説よりは、一人の語り（ナラティブ）、日常的な言説によって裁判官の心証に影響を与えて、法そのものを違憲判決へと導く場合があるのである。

また、法制度においては、平成23年8月5日に公布された障害者基本法の一部を改正する法律では「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」（10条2項）の規定が新設されており、「障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重する」と明記されている。このことは、法制度そのものにおいても、障害者の意見を反映するためには、前提として、障害者の日常的言説である語り（ナラティブ）を求めているのである。

よって、最高裁の判決及び法制度上も「語り（ナラティブ）」によって、社会事象や現象がその意味を変えるという社会の力を有し、法制度、社会規範を変える力を有していることは否定できないように思われる。

### 3. 保護司と保護観察対象者の関係性

保護司が保護観察対象者の社会復帰支援に向けての「語り（ナラティブ）」には次の要素がある。保護観察対象者の社会復帰支援へ向けて、周辺には物語やストーリーがあふれている。保護観察対象者が自己の苦痛やトラブルの物語を語る。保護司は、保護観察対象者の物語を可能な限り理解し、社会復帰支援に向けて「支えや励まし」を保護観察対象者に語りかけ、保護観察官は、その保護司と保護観察対象者の相互に繰り広げられる様々な物語、相対立する物語に耳を傾けて保護観察対象者の社会復帰支援に向けて法制度上、最善の方法を提供するのである。この保護司の語り（ナラティブ）の中に保護観察対象者の社会復帰支援に向けての重要な愁訴が非言語的に語られている場合も存する。

保護観察対象者が「だんだんと心を開いてくれている」、「言動が前向きになっている」というこの語り（ナラティブ）の基底層の分野を構成する要素として、保護司は、自然本性上、保護観察対象者の社会復帰の状況を把握するために、保護観察対象者の言葉によって、振る舞いによって、場合によっては、わずかな眼差しを受けること・与えることを欲求している。このような「身体知」に依拠した喜びという本源的欲求はあらゆる人間関係の始点であって、この欲求が人間の存在の喜びに由来するのである<sup>9)</sup>。保護司の存在自体に価値があり、保護司の存在自体の喜びは、保護観察対象者の社会復帰支援には必要不可欠であると思われる。

では、保護司の存在自体の喜びの前提として、保護司が保護観察対象者との信頼関係の構築には、どのような語り（ナラティブ）が必要になるのだろうか。それは、保護司が保護観察対象者に対して、「あなた自身を大切に、あなた自身の社会復帰支援に向けて全力で立ち向かっています」という語り（ナラティブ）を相手に伝える姿勢である。つまり、保護観察対象者を多数の保護観察対象者のうちの一人と位置づけるのではなく、自分の家族のように一人ひとりが大切な保護観察対象者であるという受容的な姿勢という感情性が必要である。ここでいう受容とは、単に保護観察対象者の感情や思考をそのまま受け入れることではなく、保護観察対象者に「非審判的な態度をとり、感情を受け入れつつ、自己決定を尊重し、自主的主体的にその態度や行動を変容することのできるような脅威のない状況を醸成する」<sup>10)</sup> ことである。

そのためには、保護観察対象者個人、あるいはその家族を丁寧に個別に評価し、社会復帰支援を集団的、画一的提供をするだけではなく、その保護観察対象者や家族の「必要と求めと同意」<sup>11)</sup> に応じて、個別相談方針を立てて保護観察対象者に社会復帰支援を提供することである。保護観察官は専門的言説によって社会復帰の専門家として支援するが、保護司にとっては、日常的な語り（ナラティブ）の中で保護観察対象者本人に必要とされていること、求められていることを的確に判断し、保護観察対象者の社会復帰のために何を望んでいるのか、そのためにできることは何か、ということを確認して、その両者による「合意」形成に基づく実践が重要である。そして、また、社会復帰支援の要望のすべてに応えていくことが現実的に困難な場合にも、保護

観察対象者に説明して納得を得るというプロセスが保護観察対象者と保護司との関係性を豊かにし、信頼の構築につながるのである。保護司は日常的言説を用いたとしても保護観察対象者との関係では、非対称性という「強者」「弱者」の関係性にある。保護司は「個人が抱えている生活問題を解決するために、その人の生育史や心理分析も行うと同時に、その人や家族の生活全体の分析を通し、その生活が社会環境との間でどのような軋轢と課題を有しているかを明らかにした」<sup>12)</sup>上で、社会復帰支援の阻害要因の除去は「医学モデルのように、身体的にどここの部位に病変があり、それはどのような要因で起きており、どのような治療法があるかといった部位に関して検査・分析をするのとは異なり、ソーシャルワーカーの診断法は社会福祉観、人間観に大きく左右される」<sup>13)</sup>のであるというソーシャルワーカーの診断法の視点も保護司には必要である。

#### 4. 保護司と保護観察対象者との信頼関係とナラティブ

「語り（ナラティブ）」が保護観察対象者の社会復帰に向けて効果的に達成するためには、保護司と保護観察対象者とが「信頼関係の構築」<sup>14)</sup>を図ることが求められる。

保護司と保護観察対象者の信頼関係樹立のためには、第一に、保護司が保護観察対象者の社会復帰支援に向けての立場、動機を明瞭に伝えることである。特に、この伝える意欲の根底に、保護観察対象者の心をゆさぶる思いがあるかどうかである。打算的・合理的ではなくボランティアとして非打算的な利他精神の思いがどれだけあるのかが重要となるのである。第二に、「受容的態度」で臨むことである。保護観察対象者を犯罪者・非行少年として捉えるのではなく、存在価値が平等である同じ人間として、対等な人間として受け入れることである。保護観察対象者の持つ属性、特性、特徴、犯罪歴・非行歴などによって偏見や先入観を持つことなく、また、犯罪者・非行少年としての特別な条件設定をすることなく、同じ価値のある人間として等しく、ありのままに受け入れることが必要である。第三に「深い関心」と「誠意」をもつことである。人は誰も他者から関心を払ってもらいたいという潜在的願望がある。犯罪者や非行少年は犯罪行為という行為によって、他者からの関心を受けたい場合がある。常に複合的な問題状況に接している保護観察対象者には、日常生活・社会生活において、敗北感、無力感、屈辱感にさいなまれており、他者から関心を払ってもらいたいという感情が一層強い。保護司が保護観察対象者に対しての思いを語り（ナラティブ）の中でどれだけ構築できるのか、態度、表情で表現することができるかが、保護観察対象者の信頼を得るためには必要である。

さらに、保護観察対象者は保護司から真剣な真心のこもった社会復帰支援を受けているかどうかによって、保護司を信頼に足る相手かどうかを推し量るのである。また、保護司自身も社会復帰支援の法的専門家ではないため、保護観察対象者との考え方の相違や失敗もあろう。しかし、保護司自身が社会復帰支援に向けて全力で支援している誠意が伝われば、それなりの信頼を得ることは可能である。保護司がどんなに経験豊かに成長しても、保護観察対象者に対し常に謙虚な誠意と真心をもち続けることを忘れてはならない。また、保護司は犯罪歴がある保護観察対象者

を、社会を構成する立派な一員として更生することができると「自信」をもつことである。社会復帰支援の過程において、保護司が自信なさそうに躊躇しているのは、保護観察対象者は保護司に信頼を寄せることができない。経験の浅い保護司であっても、保護司自身、全力を尽くせば保護観察対象者の社会復帰支援の阻害要因を解決できるという強い信念と自信をもち、保護観察対象者と接すべきである。保護観察対象者との信頼は、保護観察対象者が信ずるに値すると認めることのできる、保護司の特定の行動、態度、つまり、保護司から発せられる語り（ナラティブ）から生まれる人間関係の状態であると考えられる。

また、保護司が語り（ナラティブ）を通じて温かい人間味のある積極的関わり、共鳴的・共感的理解、励まし、有用感の強化などが必要である。このような支援的な態度を示すことにより、保護観察対象者は自己の問題の要因を直視し、客観的に受け止め問題点を改善し、自分の感情や現実を冷静に見直すことができるようになり、社会復帰支援に向けて積極的意欲が生まれてくる。さらに、保護観察対象者の潜在能力や資質を発見し、それらを保護司が評価・支持することにより、保護観察対象者の社会復帰意欲が高まり、自分自身に誇りと自信をもち、問題解決の方法を自分の力で模索するようになる。保護観察対象者が、社会復帰に向けて意欲と自信をもつのは、保護司の醸し出す態度・表情による語り（ナラティブ）である。保護観察対象者は犯罪行為をすることにより、過去の自己に対して、不信心、恐れ、怒り、恨み、不安などの否定的な感情に支配されている中で犯罪歴という前歴自体がスティグマとして国民の感情を支配し、保護観察対象者の社会復帰支援を阻害している。そこで、保護司の語り（ナラティブ）は保護観察対象者が自由に感情を表現できる状況をつくり、意図的に感情表現を促し、支配されている否定的な感情から解き放すことができるのである。それにより、保護観察対象者の心理的・精神的・情緒的な安定が図られ、閉鎖的な自分から開放感や安定感がもたらされ、社会復帰に向けての生活行動、対処行動に変化が生まれるのである。特に、就労における対人関係での視野の広がり、自己理解の客観化、就労継続の新たな展開・展望への期待が生まれ、問題解決活動に参加していこうとする積極的態度が育つことになる。この社会復帰に向けての意欲を持たせる雰囲気作りは、保護司の語り（ナラティブ）によるところが大きい。

保護観察対象者は、社会の秩序や規範を受け入れない自己中心的な傾向が強く、特に就労においては、差別や偏見により困難に直面している保護観察対象者は一層その傾向が強くなる。しかし、その阻害要因の解決を目指すためには、問題の客観的状況とその意味や自分の置かれている立場を冷静に認識する必要がある。これを深め、促進できるように導くためには、保護観察対象者の自身のパーソナリティ、行動のパターン、対人関係の状況、自分にとっての問題の意味、問題の客観的状況などについて洞察を加える必要がある。保護司の役割は保護観察対象者の問題を取り巻くさまざまな出来事や人間関係を多面的に捉え、専門的言説ではなく、保護観察対象者の身近な存在として、日常的言説である語り（ナラティブ）を通じて、創意工夫、判断、解釈などの独創的な視点から保護観察官とは異なった立場からの解釈や理解を提供し、保護観察対象者が

自由に広い視野で考えることができるように導いていくことが必要であろう。

### 三 専門的法的言説と日常的言説の協働の視点

#### 1. 保護観察官の法的言説と専門性の問題点

保護観察官は保護司と異なり、保護観察官の長は、保護観察処分少年について、その改善更生に資すると認めるときは、期間を定めて、保護観察を一時的に解除または解除することができるという良好措置ができる（更生保護法第69条70条）。一方で保護観察対象者に対し、出頭を命ぜることができる（更生保護法第63条1項）、出頭の命令に 응ぜず、又は応じないおそれがあるとき保護観察所の長は、保護観察対象者について、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該保護観察対象者を引致することができる（更生保護法第63条2項）など国家的強制力に基づいて権利を実現できる点に保護司との大きな相違がある。

このように保護観察官が教導しつつ先行する言説構成の形式、内容は、それ自体、「専門性対日常性（専門家対素人）」という図式を前提に保護観察の解除という「専門家による弱者の救済」という「善意に満ちた」措置が講じられているが、一方で、出頭や引致など「権力的」な物語を喚起している。また、一般的に「法による秩序の形成」という物語をもそこに内在させている。そのため、通常、それに違和感を抱きつつも多くの対象者は異議申し立てすることなく、その個々の体験に根ざす「声」は抑圧されていき、法の進行過程において、保護観察対象者の声を専門的言説が打ち消してしまう可能性が生じてしまうのである<sup>15)</sup>。保護観察官は、このように微細な権力の行使があるため、専門職のコミュニケーション定義を貫徹させ、保護観察官と保護観察対象者という特殊な関係を作り上げているのである<sup>16)</sup>。

保護観察官—保護観察対象者関係の本質的な専門性のギャップからくる権力性と「法の問題は法で解決するのが正しい」という法イデオロギーという法的言説の相関的な作用の中で、対象者の生きる世界から法の意味付けを語らせない、あるいは語っても聞かないという抑圧が現れているのである<sup>17)</sup>。

#### 2. 保護司の語り（ナラティブ）による日常的言説

保護司の語り（ナラティブ）には、保護観察官ほどの権力性はないため、純粹で、非打算的で非合理的な力強さがある。法にいかん強制力があつたとしても、最後には、それは保護観察対象者の現に生きている世界の中で妥当しなければならないという生活の論理と折り合いをつけることが必要となるのである<sup>18)</sup>。このように保護観察官と保護司との協働とは専門的法的言説と日常的言説の協働に他ならないのである。

本来、保護観察対象者の社会性の欠如、性格、生育上の問題、家族関係、親族関係、近隣関係に目を向けて保護観察対象者の社会復帰に向けてのストーリーが形成され、その社会復帰に向け



て必要な行動・行為を選択し、必要な法律手段を用いてそれを実践することが求められるため、法的言説が日常的言説に優越してしまう傾向がある。法的言説のレベルでは、法律に基づいた社会復帰支援である。しかし、保護司の語り（ナラティブ）に表れた社会復帰支援を読み聞くと、さまざまな解釈を行うことができる。これらの語りが結びつくには、ベクトルの異なるさまざまなものがあり得るからである。例えば、そこに、「保護司と保護観察対象者」をめぐる物語に基づいて、保護観察対象者が社会復帰したい「声」を聞き取ることができるかもしれない。ここでは保護観察対象者の社会復帰をめぐる複数の解釈可能性が明示的、黙示的に提起されている。法は抽象的な命題の背後に、具体的な出来事をつないだパラダイム事例をその語り（ナラティブ）として持っているのである<sup>19)</sup>。

保護観察対象者がまず、社会復帰に向けての内容を主張し、保護司がそれを裏付け、そして専門家である保護観察官がそれを聞いて心証を形成するその一連の事実認定過程において、各関係者の、それぞれ断片的な出来事を一定のプロットのもとに配置し、それを意味ある事実として構成していくその営みが、そこで保護司の生の声という消去されない状態で、認定される事実に着する形で法の中に入ってくることは、法を一般に考えられるよりもはるかに人間くさいものにするのである<sup>20)</sup>。

法がこのように語り（ナラティブ）を通じて、各当事者の断片的な出来事を自分の経験として語るとき、人間くさい道徳的な評価が織り込まれ、生活空間を貫通している規範と接触することになる。保護司の語り（ナラティブ）そのものが、将来志向的に問題の解決を図っていく可能性を裁判の中に取り戻し、裁判官を交えて事後的に確認していくのである<sup>21)</sup>。この現時点での事実の事後的な確認作業が当該問題の解決という展望的な関心を反映するのである。

このような保護司の体験に基づく語り（ナラティブ）は、対象者を社会復帰支援に向けての語りのフィールドが、きわめて専門的な用語と知識の地点から、日常的な現場の情景へと力点を変えているように見える。保護観察官によって粛々と進められていた専門知を鍵とする対象者との応酬は、保護司の語りへの移行を契機に、体験に基づく日常感覚的で個別的な語り（ナラティブ）に強く浸潤されていっている。語り（ナラティブ）において、保護司は対象者の人そのものに向き合い、社会復帰に向けて実体を日常的な実践に帰結していくのである<sup>22)</sup>。

### 3. 専門的法的言説から日常的言説への変容と協働

対象者、保護司、保護観察官との関係が、専門というスリットを通じてしか関わらなかったものから、人と人との関係論の視点に根を下ろすことによって「保護観察対象者とのやりがいはいかに語り、聞くか」というメタレベルの関係へとコミュニケーション定義が変容しているのである。保護司のやりがいをどのように強調して話すかによって保護観察対象者の社会復帰に向けての支援方法が大きく変化するのである。語り（ナラティブ）の組み立て方によって保護観察官の裁量に影響を与えるのである。単に客観的な真実のみを保護観察官に報告し、保護観察官は認識

し、それに基づいて普遍的な法則命題を確立することを科学的な営みとしてきた事実認定作業が変容しているのである。保護司の語り（ナラティヴ）には一般に社会復帰支援の阻害要因という核心に触れるものは多いのである。保護観察官の法専門家の活動形態を支援するために、保護司の語り（ナラティヴ）が存在し、専門的言説ではないという理由だけで一方的に否定されてはならないのである。

保護観察官という専門的言説は、保護司の語り（ナラティヴ）によって社会復帰支援のための世俗的出来事の細部を通じて明細化していくとともに、精緻化され、そして、明細化され精緻化される過程を同時に語るのである<sup>23)</sup>。

本来、保護観察官は、専門的言説に依拠しつつ社会復帰支援の方策を考える。専門的言説では、専門家による専門的スキルを適用した解釈を実践し、難解な法律用語が散りばめられた法制度の中から種々の社会復帰にむけてのリスクやアドバンテージを読み取る。その専門家が長年の勉強と研鑽によって培ってきた専門家としてのフレームによって「現実」を、非専門家とは異なった形で読み取るのである。しかし保護司は対象者の体験に根ざしたさまざまな日常的言説が呈示されるのに対応して、保護観察官も従来の形に加え、保護司の日常的語りへの応答を行うようになっていくのである。保護観察官は、専門知識に欠ける保護司の語り（ナラティヴ）への優越的な位置から脱却し、法的論理より日常的な言説に耳を傾け、変容するのである。

保護観察対象者の専門的言説の補充的要素から保護司の日常的語りの協働を求めたのは、利害の対立や価値の対立のように、単純な「専門的言説」対「語り（ナラティヴ）」の対立構図だけでなく、保護司の語り（ナラティヴ）は、自身の語りを構成するひとつの要素として自己の語り（ナラティヴ）の中に取り込まれているからである。そして、その取り込んだ相手方の語り（ナラティヴ）の中には、また自身の語り（ナラティヴ）が固有の解釈の仕方に取り込まれている。そこには、相互に相手の、あるいは別の関与他者の語り（ナラティヴ）を、解釈を通じて包含した、複雑な語り（ナラティヴ）の錯綜が見られるのである。

語り（ナラティヴ）は、他者の語り（ナラティヴ）を関係性という要素として含みつつ構成されるという構造をもつ。語り（ナラティヴ）は、話し手が自由にストーリーを作り上げることのできるいわゆる文学の領域に属するものと考えられてきたのに対して、現代の語り（ナラティヴ）は、歴史的な記述や社会科学、精神分析的な現場など、広汎な人間的な営みという関係性の中で、物語を発見していくものである<sup>24)</sup>。

しかし、保護司の語り（ナラティヴ）は、保護観察対象者の不良行為によって感情の起伏が生じ、冷静な判断ができなくなる場合があるため、節度がなく当事者の一方的な語り（ナラティヴ）があるとされている<sup>25)</sup>。しかしながら、そうした可能性を排し、保護司の語りをより説得性のあるものとして解釈させるのは、やはり保護観察対象者の体験そのものに根ざした語りの「迫力」そのものである。

これらの語りは、個人的な体験の語り（ナラティヴ）でありながら、普遍的な「理解」をもた

らすのである。保護観察官の専門的な記述、数式に支配された無機質な記述、そうした淡々とした脱文脈的な記述からは得られない「理解」を保護観察対象者はこの語り（ナラティヴ）のなかから読みとるのである。保護司の語り（ナラティヴ）が、社会復帰支援のための阻害要因を除去する扇の要のような位置にあり、これらの語り（ナラティヴ）が保護司と保護観察対象者との信頼関係を強化している。その語り（ナラティヴ）は、まさに保護司という「位置」ないし「形式」において、より強い喚起力を獲得しているのである。しかしまた同時に、扇の要が、個々の扇の骨組みなしには存在し得ないように、保護司の語り（ナラティヴ）の説得性は保護観察官の専門性に依存していることも看過してはならない。すなわち、この保護司の語り（ナラティヴ）という日常的言説は保護観察官の専門的言説と、相互に部分が全体を、全体が部分を構成し規定しているような相互的な性格をもっているのである<sup>26)</sup>。保護観察対象者の社会復帰支援のための各専門機関を有機的な統一体として把握し、統合させるという、部分を総合して得られる全体の枠組みと、その全体を文脈として意味づけられる部分との循環的な関係を保護司の語り（ナラティヴ）から読み取ることができるのである<sup>27)</sup>。

保護観察対象者の社会復帰のためには、このような日常的言説の喚起力を柔軟に取り込むことによって、保護司の語りの中の個別体験に根ざす日常的な言説が社会復帰の支援体制を構成させ、日常的語りと法的言説の間に架橋を行い、保護観察官の心証形成に、感情や困惑、利害など、無数の要素が渾然一体となり、保護観察対象者の社会復帰支援という新たな支援体制を構築しているのである。

#### 四 刑務所出所者等を社会に貢献する一員として再統合させるために

##### 1. 保護観察対象者の就労支援と現状

白書によると、受刑者・在院者の出所・出院を控えての気持ちにおいて、仕事に就いてまたは学校に通学する、規則正しい生活を送ろうと更生を決意している受刑者が、87.3%、在院者は99.7%、二度と犯罪はしない、非行はしないは受刑者が92%、在院者は99.7%となっている<sup>28)</sup>。ほとんどの受刑者・在院者は、二度と犯罪はせず、仕事に就いて、規則正しい生活を送ろうと改善更生意欲があるが、しかし一方で、保護観察終了時の無職率は、24.1%となっている<sup>29)</sup>。

現在、法務省と厚生労働省が連携し、継続的かつきめ細かな就労支援を実施するため、刑務所出所者等総合的就労支援対策や更生保護就労支援モデル事業等が開始されている。つまり、平成18年度から法務省と厚生労働省との連携により、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」では、矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所等が連携する仕組みを構築した上で、矯正施設入所者に対して、公共職業安定所職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している。また、保護観察対象者等に対しては、公共職業安定所において担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、(1) セミナー・事業所見学会、(2) 職場体験講習、(3) トライアル雇用、(4) 身元保証

等の支援メニューを活用した支援を実施している。

平成23年度から、一部の保護観察所において、民間のノウハウを活かし、矯正施設入所中から就職後の職場定着まで、継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援モデル事業」を実施している。この事業では、就労の確保が困難な者の就労支援や雇用管理に関する専門知識及び経験を有する就労支援員により、(1) 就職活動支援、(2) 職場定着支援、(3) 雇用基盤整備、(4) 定住支援の4つの支援を実施している<sup>30)</sup>。

このような制度があるにも関わらずまた、稼働能力を有し就労意欲があるにも関わらず、早期退職、職場に定着できずに転職を繰り返す者も少なくないとはどのようなことであろうか。

保護司の意識調査では「前科や非行歴のために採用されない」の該当率が成人で約3割、少年で約2割に上っている。こうした問題が原因となって就労に結びつきにくい対象者がいる。また、就労継続が、前科や非行歴のために、同僚や職場の理解が得られず就労を継続できないことを原因とするのが、約2割と見ている保護司が一定程度いる<sup>31)</sup>。

保護観察対象者の中には、前科や非行歴を負い目と感じて他者との関わりを避けるようになった人、また、前科や非行歴が原因で求職活動が続けるがなかなか職に就けず、自尊感情を喪失し、生きていくことや、物事に取り組む意欲を失ってしまうことが考えられる。犯罪者や非行少年に対する国民感情の根底にあるのは、なるべく関わりたくない、できれば避けたい、再犯の恐怖という心理的要因が交錯しているように思われる。つまり、国民感情として、犯罪者や非行少年に対して差別や偏見などによって社会から排除する点があることは否定できないのである。このような社会的要因によって早期退職、転職に追い込まれている現状がある。

## 2. 保護司の語り（ナラティブ）と国民の理解及び支援

前述のように、受刑者・在院者のほとんどが自ら犯した犯罪や非行を真摯に悔い改め、立ち直りを目指して地域住民の一人として再び生活を始めようとする意欲をもっている。刑務所出所者等をいかに社会的な孤立を防ぎ、長期にわたって見守り、支えていくのか、そのためには、国民全体の犯罪者・非行少年の理解を広めることが非常に重要である。

地域社会の様々な分野・場面で刑務所出所者等を受け入れるためには、国民の全員の理解と積極的な協力や支援が不可欠であろう。

本来、客観性の伴わない主観的な回答は、主観の世界で問題が改善されたとしても、それが社会性を持たなければ、社会復帰支援にはなっていないものと思われる。すべての保護司の主観が同一であるなどあり得ず、法制度、規則、社会的原則のもとで客観性をもった社会的解決でなければ社会復帰支援とは言えないのである。白書では、国によって進められた施策が地域社会における取組や民間の協力・参加へと拡充されるために、住居確保等と就労に関するものを中心に、刑務所出所者等の社会復帰支援の現状と課題をできるだけ分かりやすく「説明」し、有益な情報を国民に「発信」することで、国民の協力や支援をその大きな目的としている。白書は、毎年、

継続的に膨大なデータを提供し、制度や施策の効果を検証し、課題を明らかにし、日頃、一般の国民が接することが少ない領域の活動内容を紹介し、統計数値を示し、施策や活動内容を高め、国民の信頼を維持している。

刑務所出所者等の社会復帰支援では、白書では住居確保等と就労という概念に焦点があてられ、それに沿った問題発生に到るストーリーが作り上げられている。保護司は、刑務所出所者等との相互関係（対話）を通して解決に必要であると考えられる行動や行為を選択し、それを実践することにより、問題を解決することになる。

このように社会復帰支援は社会復帰の妨げとなった原因となる要素や環境を科学性と客観性をおびた因果律によって問題の関係を結びつけ、問題の把握を行い、客観性をおびた言説によって支配された知識と意味と行為によって、問題理解や社会復帰支援が進められているのである。ただ、社会復帰支援者である保護司の理解なくして社会復帰支援はあり得ないといえる。保護司に言語化できなかった事実を顕在化させ、顕在化した当事者の主観的事実に基づいたストーリーを語らせることにより、そこに固有の意味を持った社会復帰支援の根拠が展開されるのである。そしてこの保護司の主観的な「語り」（ナラティブ）が国民に分かりやすく伝えられ、国民に社会復帰支援へむけて理解と積極的な協力が得られるものと思われる。刑務所出所者等の社会復帰支援は保護司のストーリーを言語化させ、そこに埋め込まれた問題を取り除き、新しいストーリーを作成させ、それを尊重し、当事者自身の意味の世界から現実を共有把握し、自らがなすべき行為や行動を発見できるように支えてゆくことも必要である。社会復帰支援に向けて問題と言われる当該の現実には、保護司として何が必要であり、保護司が何をすれば刑務所出所者等が心地よく、いきいきと社会復帰ができるのかという視点を探求することができるようになれば、社会復帰支援が一層充実されるのである。更に、保護司として社会復帰支援に必要な行為・行動が引き出され、保護司が本来あるべき生き方を獲得し、保護司としての役割や存在価値を認識し、ひいては刑務所出所者等の社会復帰につながるものと考えられる。

保護司の主観的な意識調査は、保護司同士の「社会復帰支援」の共通目的の情報共有とともに、刑務所出所者等に早く仕事について、規則正しい生活を送り、二度と犯罪をせず、健全な社会の一員として再統合し、更生意欲を高めて欲しいという日常的な「語り」（ナラティブ）が含まれ、その「語り」（ナラティブ）が国民の協力意識を向上させているのである。専門的言説を中心としたアプローチとともに、民間篤志家という国民意識に近い保護司の意識調査という個別的体験に根ざす日常感覚的な語り（ナラティブ）を白書に取り込むことによって、本来、犯罪者や非行少年とはなるべく遠ざけておきたい、関わりたくないという国民感情を軽減し、刑務所出所者等の社会復帰支援に向けて国民に積極的理解や支援が得られ、社会に貢献する一員として再統合し、結果的に積極的に国民全体の利益の増大を目指すことにつながるものと思われる。

## 脚注・引用文献

- 1) 平成24年版 犯罪白書 <http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html>
- 2) 白書 前掲1) [http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n\\_59\\_2\\_7\\_3\\_1\\_4.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_7_3_1_4.html)
- 3) 白書 前掲1) [http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n\\_59\\_2\\_7\\_3\\_1\\_3.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_7_3_1_3.html)
- 4) 秋山薊二「社会構成主義とナラティブ・アプローチ—ソーシャルワークの視点から—」『関東学院大学人文科学研究報』第27号関東学院大学人文科学研究所, 2004年4月 秋山教授は、自己の持つ意味が変容しても、社会的圧力に抗することが可能であろうか。社会環境システムが依然として同じであれば、スティグマを受けた者は、自己のオルタナティブ・ストーリーを外在化しても、それは拒否され客体化することはなく、意味の変容には到らない。社会の極めてミクロ的な側面での意味の変容による行動の変化は認めることができるが、社会福祉現場に応用するにはあまりにも局所的、微視的発想ではなからうか。自己イメージに関する意味の変容は可能であっても、現実や事象の意味の変容は極めて難しいと言わざるを得ない、と論じている。
- 5) 最高裁判平成25年9月4日大法廷決定(事件番号: 最高裁判所平成24年(ク)984号, 第985号・遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件) <http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83520&hanreiKbn=02>  
 〈決定要旨〉「本件規定の合理性に関連する以上のような種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、本件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえる。以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。」  
 判決では、婚外子の出生数や離婚・再婚件数の増加など「婚姻、家族の在り方に対する国民意識の多様化が大きく進んだ」と指摘している。諸外国が婚外子の相続格差を撤廃していることに加え、国内でも平成8年に法制審議会(法相の諮問機関)が相続分の同等化を盛り込んだ改正要綱を答申するなど、国内でも以前から同等化に向けた議論が起きていたことについても言及した。そして、法律婚という制度自体が定着しているとしても「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考えが確立されてきている」とし「個人の尊重」の視点から言及した点に意義がある。その上で、遅くとも13年7月の時点で「嫡出子と婚外子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていた」と結論づけ、審理を各高裁に差し戻した。一方で、決定は7年以降に出された最高裁判断については、「その相続開始時点で規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない」とも言及した。さらに、今回の違憲判断が他の同種事案に与える影響については「先例として解決済みの事案にも効果が及ぶとすれば、著しく法的安定性を害することになる」とし、審判や分割協議などで決着した事案には、影響を及ぼさないとした。
- 6) フジテレビ「新報道2001」婚外子の相続差別問題 2013年11月3日

- 7) 宮川光治 (1992) 「あすの弁護士 — その理念・人口・養成のシステム —」 宮川光治『変革の弁護士 (上)』有斐閣 5頁 本件では語りという形で、最後の線で権力をもつのである。語りという可視化されて状況の権力として顔を出すところで、対等化、すなわち依頼者がその法援用に対して有意味な統制の可能性を回復する展望を得ようとするのである。
- 8) 棚瀬孝雄 (1994) 『現代の不法行為法 — 法の理念と生活世界 —』有斐閣 295頁
- 9) 葛生栄二郎 (2007) 「ハビトスとしての人間の尊厳」 ホセ・ヨンバルト他編 『法の理論 26』成文堂 119頁
- 10) 古川孝順 (2005) 『社会福祉原論 第2版』誠信書房 318頁  
古川教授は社会福祉の援助技術については、生活支援ニーズを理解し、援助の方向性を定め、援助関係とそこに起こる状況を制御するために必要とされる価値規範、一定の知識、技法（スキル）が必要であるとしている。
- 11) 大橋謙策 (2002) 「地域福祉とコミュニティソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究 Vol.28』相川書房 5頁。大橋教授は社会福祉ニーズを把握、分析するにあたって、地域自立生活支援という場合の自立の捉え方、考え方が重要であるとしている。自立の捉え方としては利用者の幸福を追い求めるという「幸福追求権」を踏まえて、保護観察対象者の自立を尊重した幸福の枠組みと視点が重要であろう。
- 12) 大橋謙策 (2004) 『『統合科学』としての社会福祉学研究と地域福祉の時代』日本社会福祉学会編『社会福祉学研究 50年の回顧と展望』ミネルヴァ書房 67頁
- 13) 大橋謙策 前掲 11) 6頁。大橋教授はソーシャルワークの機能が発揮できる社会システムをどのように構築すべきか、ソーシャルワーカーをどのように育てるかという社会福祉教育の問題等を提唱している。社会福祉教育のあり方は、保護観察対象者の生活全般のサポートを考えると、人間の根幹を考察する必要があるため、社会学、経済学、哲学、心理学、教育学、法学、医学など各分野の統合的視点が重要であろう。
- 14) 秋山薊二 (2002) 「アートとしての援助技法」 太田義弘、秋山薊二編著『ジェネラル・ソーシャルワーク』光生館 147-151頁
- 15) 和田仁孝 (2001) 「法廷における法言説と日常的言説の交錯 — 医療過誤をめぐる言説の構造とアレゴリー —」 棚瀬孝雄編著『法の言説分析』ミネルヴァ書房 58頁
- 16) 西坂仰 (1992) 「エスノメソドロジストは、どういうわけで会話分析を行うようになったのか」 好井裕明編『エスノメソドロジーの現実』世界思想社 23頁  
社会の秩序は、あらかじめ確固とした構造として存在し、人の行為を規律するというよりも、人々が日常的に出来事を説明し、しぐさ、身振りを相手に向かって行い、また、それを相手に理解され、支持されるといった人々が行う日常的な相互作用のその一つ一つにおいて協同的に達成される観点を取る。そこから、この協同的な秩序の形成において働く微細な権力作用も観察可能となるのである。
- 17) 棚瀬孝雄 (1995) 「語りとしての法援用」『民商法雑誌』111巻6号、887頁
- 18) 棚瀬孝雄 前掲 8) 295頁
- 19) 松浦好治 (1983) 「法的推論 模範例による法思考」長尾竜一・田中成明『現代法哲学』第1巻 東京大学出版会 167頁 法のパラダイム事例と今、目の前にあるケースとが同じ規範的处理を受けるだけの同一性をもっているかどうかは、一般に対象相互の類似性あるいは差異を認識するさいの判断形式である隠喩（メタファー）に依拠しているとされる。
- 20) 棚瀬孝雄 前掲 17) 868頁  
物語として自分の経験した出来事を語るとき、そこには道徳的な評価が織り込まれてくるのであって、法は直接にその人々の生活空間を貫通している規範と接触することになるのである。
- 21) 井上治典 (1993) 「ある不動産取引の分析」『民事手続論』有斐閣 141-169頁
- 22) 廣田尚久 (1993) 『紛争解決学』信山社 166頁 210頁
- 23) 樫村志郎 (1992) 「法律的探究の社会組織」 好井裕明編『エスノメソドロジーの現実』世界思想社 96頁。出来事の記述と規範的な評価とは日常的な語りの中では不可分なものとして同

時に存在しているのである。

- 24) 棚瀬孝雄 前掲8) 866頁
- 25) 和田仁孝 前掲15) 66頁
- 26) 和田仁孝 前掲15) 68頁
- 27) 石前禎幸 (1989) 「物語としての法」『思想』777号 64-87頁
- 28) 白書 前掲1) [http://hakusyo1.moj.go.jp/59/nfm/n\\_59\\_2\\_7\\_3\\_2\\_3.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/59/nfm/n_59_2_7_3_2_3.html)
- 29) 白書 前掲1) [http://hakusyo1.moj.go.jp/59/nfm/n\\_59\\_2\\_7\\_2\\_1\\_2.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/59/nfm/n_59_2_7_2_1_2.html)
- 30) 法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02\\_00030.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html)
- 31) 白書 前掲1) [http://hakusyo1.moj.go.jp/59/nfm/n\\_59\\_2\\_7\\_3\\_1\\_3.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/59/nfm/n_59_2_7_3_1_3.html)